

福井県立福井特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年3月19日策定

令和2年8月3日改定

【小学部】

1 目的

本校のいじめ防止に関わる基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

本校では、いじめを受けた児童がその心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを学校全体で理解して、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、家庭や地域、関係機関とも連携して適切な対応に努める。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」児童を育てる取組み

(1) 道徳教育・人権教育の推進

各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、領域・教科を合わせた指導の中で、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるとともに寛容な態度の育成に努める。

(2) 体験活動の充実

児童に、宿泊体験や学校行事等を通して、集団や社会の一員としての自覚と、人と人のつながりを大切にする心や思いやりの心を育てる。

4 いじめの未然防止のための取組み

(1) いじめを生まない楽しい学校作り

全教育活動を通じた学校教育の実践の中で、一人ひとりの個性を尊重して、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。

(2) 児童への啓発

ともに学びあい、相手を思いやる意識を高めて、いじめが絶対に許されない行為であることを日々の学校生活の中で発達段階に応じて児童に理解させる。

(3) 互いの個性や障がいを認め合う寛容の精神を育む

障がいの違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行うことで、児童一人ひとりが互いに認め合い、励まし合う学校風土づくりを進める。

5 いじめの早期発見のための取組み

(1) 教員間の連携

すべての教員で子どもたちを見守るという視点に立ち、ささいな変化やいじめの兆候を見逃さないために、教員間の連絡を密にすることで、早期発見に努める。

(2) 保護者との連携

保護者との情報交換の手段となる、連絡帳や送迎時の会話の中から、家庭生活における児童の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

6 いじめの事案対処に向けた取組み

(1) 被害児童・加害児童への迅速な対応

関係児童の個人情報の取り扱いに十分配慮しつつ、被害児童の安全を最優先に考え対応する。また、被害児童が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めるとともに、加害児童に対しては背景となる内面を理解し、人の痛みを知る指導を行い、本児童の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害児童および加害児童の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、特別支援教育センターやこども療育センター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に防止するために、日頃の指導の方針や方策を検討して決定する。次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、年度当初と、その他状況に応じて職員会議のあとに開催する。

(開催時) 年度当初、その他状況に応じて

(構成員) 全職員

(活動) ・校内のいじめの現状把握と指導方針、対策の決定
・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの事案対処に向けた取組みを行う。

(開催時) いじめ発生時

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、相談支援部長、当該学部長、当該担任、養護

教諭

- (活 動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告し、委員会との連携を図る。
- (2) 事実関係を明確にするための調査に協力し、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

9 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、次の観点から、年度末に本校の取組を評価する。
 - ・いじめの早期発見や事案対処に向けた取組に関すること。
 - ・いじめの防止に向けた取組に関すること。

【中学部・高等部】

1 目的

本校のいじめ防止に関わる基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

本校では、いじめを受けた生徒がその心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを学校全体で理解して、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、家庭や地域、関係機関とも連携して適切な対応に努める。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

(1) 道徳教育・人権教育の推進

各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等、領域・教科を合わせた指導の中で、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるとともに寛容な態度の育成に努める。

(2) 体験活動の充実

生徒に、宿泊体験や学校行事等を通して、集団や社会の一員としての自覚と、人と人のつながりを大切に作る心や思いやりの心を育てる。

4 いじめの未然防止のための取組み

(1) いじめを生まない楽しい学校作り

全教育活動を通じた学校教育の実践の中で、一人ひとりの個性を尊重して、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。

(2) 生徒への啓発

ともに学びあい、相手を思いやる意識を高めて、いじめが絶対に許されない行為であることを日々の学校生活の中で生徒に発達段階に応じて理解させる。

(3) 互いの個性や障がいを認め合う寛容の精神を育む

障がいの違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行うとともに、生徒一人ひとりが互いに認め合い、励まし合う学校風土づくりを進める。

5 いじめの早期発見のための取組み

(1) 教員間の連携

すべての教員で子供たちを見守るという視点に立ち、ささいな変化やいじめの兆候を見逃さないために、教員間の連絡を密にすることで、早期発見に努める。

(2) 保護者との連携

保護者との情報交換の手段となる、連絡帳や送迎時の会話の中から、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

6 いじめの事案対処に向けた取組み

(1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

関係生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮しつつ、被害生徒の安全を最優先に考え対応する。また、被害生徒が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めるとともに、加害生徒に対しては背景となる内面を理解し、人の痛みを知る指導を行い、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、保護者の心情や要望を十分聴いた上で共感的理解と対応を前提に、学校の指導方針や解決策を提示して、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、特別支援教育センターやこども療育センター等の外部機関と連携を取

りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に防止するために、日頃の指導の方針や方策を検討して決定する。次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、年度当初と、その他状況に応じて職員会議のあとに開催する。

(開催時) 年度当初、その他状況に応じて

(構成員) 全職員

(活動) ・校内のいじめの現状把握と指導方針、対策の決定
・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの事案対処に向けた取組みを行う。

(開催時) いじめ発生時

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、相談支援部長、当該学部長、当該担任、養護教諭

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定
・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告し、委員会との連携を図る。
- (2) 事実関係を明確にするための調査に協力し、いじめをうけた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

9 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、次の観点から、年度末に本校の取組を評価する。
 - ・いじめの早期発見や事案対処に向けた取組に関すること。
 - ・いじめの防止に向けた取組に関すること。